

運営規程
地域密着型特定施設入居者生活介護
＜令和8年3月25日＞

(目的)

第1条 社会福祉法人和創会（以下「事業者」という。）が開設する地域密着型特定施設入居者生活介護彩（いろどり）（以下「事業所」という。）は、地域密着型特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、指定居宅サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定サービス」という。）を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等になった場合においても、その利用者が事業所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 事業の実施に当たっては、市町村、協力医療機関、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるとともに、常に利用者の代理人及び身元保証人兼連帯保証人との連携を図り、利用者とその代理人及び身元保証人兼連帯保証人との交流等の機会を確保するよう努めるものとします。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 地域密着型特定施設入居者生活介護 彩
- 二 所在地 熊本県熊本市南区富合町廻江599番地1

(設備の概要)

第4条 事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く）は、耐火建築物又は準耐火建築物とします（ただし都道府県知事が認めた場合は除きます）。

- 2 事業所内に以下の設備を設けます。
 - 一 介護居室
 - 二 浴室
 - 三 便所
 - 四 食堂
 - 五 機能訓練室
 - 六 その他
- 3 事業所は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものとします。
- 4 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとするとともに、構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところとします。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

一 管理者 1人

事業所の管理、従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

二 生活相談員 1人以上

利用者又はその代理人及び身元保証人兼連帯保証人から相談に適切に応じるとともに、必要な助言を行います。

三 介護職員 3人以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

四 看護職員（看護師若しくは准看護師） 1人以上

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

五 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

六 計画作成担当者 介護支援専門員 1人以上

利用者の状態等を踏まえて、地域密着型特定施設サービス計画の作成等を行います。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従事者を置きます。

(勤務体制の確保等)

第6条 事業所は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2 利用者に対する指定サービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、事業所が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではありません。

3 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われるセクハラ、パワハラ等のハラスメントであって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(入居定員及び居室数)

第7条 入居定員は10名、居室数は10室とします。

(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

第8条 事業所は、指定サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

2 事業所は、正当な理由なく指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒みません。

また、入院治療等を要する場合等、利用者に対して適正な指定サービスの提供が困難と認めた場合は、適切な病院の紹介等必要な措置を講じます。

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第9条 管理者は、計画作成担当者に、地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成担当者は、利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供の上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成します。
- 4 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の立案に当たっては、その原案の内容について利用者又はその代理人及び身元保証人兼連帯保証人に対して説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付します。
- 6 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更をします。

(介護)

第10条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

- 2 事業所は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行います。
- 3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- 4 事業所は前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

(機能訓練)

第11条 事業所は、利用者の心身等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

(健康管理)

第12条 事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

(相談及び援助)

第13条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又

はその代理人及び身元保証人兼連帯保証人に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。

(利用料等の受領)

第14条 指定サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、事業所は、当該指定サービスが法定代理受領サービスに該当する場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した際は、利用者から支払いを受ける額と、指定サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとします。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとします。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 その他、指定サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスと区別されるサービスについては、別事業であること、介護保険給付の対象とならないサービスについて説明します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとします。

(受給資格等の確認)

第16条 事業所は、指定サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとします。

(要介護認定に係る援助)

第17条 事業所は、指定サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、その利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。

2 事業所は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行うものとします。

(利用に当たっての留意事項)

第18条 喫煙は、事業所敷地内及び建物内は全面禁煙とします。

2 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は禁酒とします。

- 3 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。
- 4 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(サービスの提供の記録)

- 第19条 事業所は、指定サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載します。
- 2 事業所は、指定サービスを提供した際には、提供した具体的な指定サービスの内容等を記録します。

(緊急時等の対応)

- 第20条 従業者は、指定サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

- 第21条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する具体的計画を立て、防火管理者を定めるとともに、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。消防計画に基づく業務は次の号のとおり実施します。
- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
 - 二 消防設備、事業所等の点検及び整備
 - 三 職員の火気の使用又は取扱いに関する監督指導
 - 四 その他防火管理上必要な業務
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理等)

- 第23条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に

努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - 一 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - 三 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。

（事故発生時の対応）

- 第24条 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、代理人及び身元保証人兼連帯保証人及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

（身体的拘束等）

- 第25条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人へ十分な説明をし、同意を得るものとします。
- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は5年間保存するものとします。
 - 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

（虐待の防止）

- 第26条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を行います。

- 二 虐待の防止のための指針を整備します。
 - 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
 - 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は擁護者（利用者の代理人及び身元保証人兼連帯保証人等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとします。

（秘密保持）

第27条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその代理人及び身元保証人兼連帯保証人の秘密を漏らさないことを厳守します。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその代理人及び身元保証人兼連帯保証人の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人の同意を、利用者の代理人及び身元保証人兼連帯保証人の個人情報を用いる場合は当該代理人及び身元保証人兼連帯保証人の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。

（苦情対応）

第28条 事業所は、その提供した指定サービスに係る利用者及びその代理人及び身元保証人兼連帯保証人からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。
- 3 事業所は、市町村・国保連合会が行う調査に協力するとともに、市町村・国保連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、内容を報告するものとします。

（地域との連携等）

第29条 事業所は、その指定サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の代理人及び身元保証人兼連帯保証人、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター職員、地域密着型特定事業所入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。
- 3 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- 4 事業所はその事業の運営に当たっては、提供した指定サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業への協力に努めます。

(協力医療機関等)

第30条 事業所は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努め、次の各号に掲げる体制の構築に努めます。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定を行った自治体の長に届け出るものとします。
- 3 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。
- 6 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

(記録の整備)

第31条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- 一 地域密着型特定施設サービス計画
 - 二 指定サービス提供の記録
 - 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 給食、警備等の全部又は一部を委託した場合は確認の結果等の記録
 - 五 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - 六 苦情対応の内容等の記録
 - 七 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - 八 第29条に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(掲示)

第32条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示することとします。また、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにします。

(損害賠償)

第33条 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行うものとします。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(短期利用型について)

第34条 事業所は、特定施設入居者生活介護（短期利用型）を提供いたします。

2 短期利用型の利用数の上限は次のとおりとします。

$$(1名) \leq \text{定員数} \times 10/100$$

3 利用条件は次のとおりとします。

一 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の利用開始に当たっては、予め30日以内の利用限度を決めること。

二 家賃及び日常生活上必要な便宜の供与の対価としての費用を除き、敷金その他の金品は受領しません。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第35条 本事業所の居室は全室個室のため、一時介護室は設けていません。

2 本事業の提供を受けるための居室は、入居時に決定された居室をそのまま使用するものとします。

3 前項にかかわらず、事業所の管理者が本事業の提供に必要と認めた場合は、利用者の同意のもとに居室を移動させることがあります。

4 要介護状態が重度化し、当事業所での介護が困難になった場合、医師の意見を踏まえ、本人及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人と協議の上、他の施設への住み替えを検討します。

(その他)

第36条 この規程の改廃については社会福祉法人和創会理事会の議決をもって行います。

附 則

この規程は、平成25年8月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年11月1日より施行する。

この規程は、令和8年3月25日より施行する。